

建 指 第 1 1 3 1 号
令和 8 年（2026 年）9 月 3 日

各建築士事務所開設者・管理建築士 様

北海道建設部住宅局建築指導課長

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の開催について

建築士事務所の業務に責任をもつ開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより、業務委任者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められます。

昨今、不適切な事務所の運営や能力の不十分な建築士による設計が様々な問題を引き起こしている事に鑑み、建築士事務所の業務の適正化や建築士の資質、能力の向上などを目的として、建築士法第 22 条の 2 では建築士事務所に所属する建築士の定期講習受講義務、同法第 24 条第 2 項では建築士事務所の管理建築士になるための講習修了義務が規定されているほか、同法第 27 条の 2 第 7 項では、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の開設者・所属建築士への研修実施義務が規定されております。

また、平成 27 年（2015 年）6 月 25 日には、管理建築士の責務が明確化されるとともに、書面による契約締結の義務化、一括再委託の禁止、所属する建築士の変更の届出義務など設計等の業務の適正化を図るために、改正建築士法が施行されているところでもあります。

つきましては、本研修会は法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習など）ではありませんが、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所に寄せられている社会的要請に応えるための知識等の習得の機会の一つとして、是非受講されますようご案内申し上げます。

（審査係）

令和8年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」のご案内

令和8年9月

主催 一般社団法人北海道建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
後援 北海道

～建築士事務所の開設者の皆さん、管理建築士の皆さんへ～

当協会では、建築士事務所の開設者の皆さん及び管理建築士の皆さんを対象とした「建築士事務所の管理研修会」を開催します。

この研修会は、建築士法第27条の2第1項及び第2項に位置付けられた法定団体である当協会が建築士法第27条の2第7項の規定に基づいて実施するものですが、北海道建設部住宅局建築指導課においても受講を推奨しています。

開設者と管理建築士の皆さんが建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で必要な法的な責務や、より役に立つ情報、最新のトピックスについて、建築行政に携わる北海道職員、建築士事務所賠償責任保険の普及を図っている㈱テクトサービス役職員、経験豊富な当協会役員が事例を紹介しながら講義を行います。

危機管理の視点からも、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することをお薦めいたしますが、特に、建築士でない開設者の皆さんには、法定講習である建築士定期講習の受講義務がありませんので、建築士事務所の管理・運営について学習する唯一の機会です。是非、受講してください。

※ この研修会は、法定講習（建築士法第22条の2の規定に基づく「建築士定期講習」及び同法第24条第2項の規定に基づく「管理建築士講習」）ではありません。

記

1 受講対象者

- ① 令和9年度に建築士事務所の登録を更新する建築士事務所の開設者・管理建築士
- ② 新規に事務所登録した建築士事務所の開設者・管理建築士
- ③ 1年以内に事務所登録を予定している建築士事務所の開設者・管理建築士
- ④ 本研修会の受講を希望する方

2 受講料（テキスト代、消費税を含む。）

当協会会員 12,000円 会員以外 15,000円

（受講しなかった場合でも返還されません。テキストのみ送付いたします。）

※開設者と管理建築士が異なる場合は、各々に受講料がかかります。

3 受講申込関係書類の配布

当協会の各支部にて、配布しております。

4 受講申込書の受付

- ・受付期間 令和8年9月17日（木）から開催会場ごとの申込受付期限まで。
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- ・受付場所 事務所登録の手続きをした当協会支部

5 申込方法

- (1) 申込受付は、事務所登録の手続きをした当協会支部で行い、それ以外の支部では申込受付を行いませんのでご注意ください。
- (2) 開催会場ごとに申込受付期限を設定しておりますので、ご注意ください。また、開催会場ごとに定員になり次第、受付を締め切ります。
- (3) 「受講申込書」に必要事項を記入の上、受講料を添えて申込ください。
- (4) 郵送で申込みする場合は、事務所登録の手続きをした当協会支部に現金書留で送付してください。また、受講票及び領収書を送付しますので、**110円切手を貼った返信用封筒を同封**してください。

6 CPD認定

本研修会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラム（特別認定講習）です。

7 テキスト

使用するテキスト「これからの建築士事務所の経営と展望」は、研修会当日に会場で配付します。

8 受講証明書

受講者には、研修会終了後「受講証明書」を交付いたします。

9 開催日、開催会場、定員及び申込受付期限

開催日	開催会場	定員	締切日
10月21日 (水)	釧路市生涯学習センター「まなぼっと幣舞」 釧路市幣舞町4-28	30名	10月7日 (水)
10月27日 (火)	設計会館 8階会議室 札幌市北区北6条西6丁目2番地	70名	10月13日 (火)
11月5日 (木)	旭川市民文化会館 旭川市7条通9丁目	30名	10月22日 (木)
11月16日 (月)	北斗市総合文化センター「かなで〜る」 北斗市中野通2丁目13-1	25名	11月2日 (月)

※ 駐車場については、確保できない開催会場がありますので、ご留意願います。

※ 昼食については、食堂等がない開催会場がありますので、ご留意願います。

※ 札幌会場は、お弁当販売はございません。

10 研修時間及び研修内容

研修時間	研修内容	講師
9:30 ~ 9:40 (10分)	あいさつ、受講説明	一般社団法人 北海道建築士 事務所協会役員
9:40 ~ 10:35 (55分)	第1章 建築士事務所の責務と業務 第2章 これからの建築士事務所経営	一般社団法人 北海道建築士 事務所協会役員
10:35 ~ 10:45	休憩	
10:45 ~ 11:20 (35分)	第3章 建築士事務所の 業務の新しい動向	一般社団法人 北海道建築士 事務所協会役員
11:20 ~ 12:20	昼食休憩	
12:20 ~ 13:20 (60分)	第4章 トラブル対応とリスク管理	株式会社 テクトサービス役職員
13:20 ~ 13:30	休憩	
13:30 ~ 14:00 (30分)	地域編「建築行政の動向」	北海道建設部住宅局建築指導課及び 総合振興局建設管理部建設行政室 建設指導課職員
14:00 ~	受講証明書交付（理解度確認チェック）	

令和8年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

受講申込書

令和8年 月 日

一般社団法人 北海道建築士事務所協会 様

※受講番号 (※受付窓口記入欄)

下記の通り標記研修会の受講を申込みます。

開催地	釧路市	札幌市	旭川市	北斗市	
開催日	10月21日(水)	10月27日(火)	11月5日(木)	11月16日(月)	
受講会場					
受講者	氏名	フリガナ(姓)	(名)	性別	生年月日
				男・女	昭和・平成 年 月 日
	建築士事務所代表者 (開設者)	1. 開設者 2. 開設者でない			
	管理建築士	1. 管理建築士 2. 管理建築士でない			
	建築士資格・建築士登録番号	1. 一級 () 号 2. 二級 () 都道府県 () 号 3. 木造 () 都道府県 () 号 4. 無資格			
建築士事務所	事務所名	(フリガナ)			
	種別	1. 一級建築士事務所 2. 二級建築士事務所 3. 木造建築士事務所			
	所在地	〒 北海道			
	電話番号		F A X		
	登録年月日	令和 年 月 日	登録番号	北海道知事登録 () 第 号	
受講料 (テキスト代・消費税含む。)		当協会会員：12,000円		会員以外：15,000円	

- 《 注 意 》 ① この申込書により受講証明書を作成しますので、太枠内はもれなく正確にご記入ください。
 ② 項目に選択項目又は番号がある場合は、受講者の講習日現在として必要箇所又は番号を○印で囲んでください。
 ③ 受講番号は、受付時に記載いたしますので、記入する必要はありません。

※ 受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて

受講申込書により取得した受講者に係る個人情報は、研修会を実施するにあたり、受講証明書の発行を行うためのみに利用します。

建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者（契約当事者）と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所に 所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)	受講間隔3年			建築士 定期 講習	受講間隔3年			建築士 定期 講習	受講間隔3年		建築士 定期 講習
管理建築士	管理建築士講習 (1度のみの受講義務)	管理 建築士 講習		現行の法定講習では斜線範囲の学習機会がないため 定期的な管理研修会の受講が 継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。								
建築士でない 開設者	なし											

標準的な受講イメージ

管理建築士	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 (事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勧奨)	管理建築士講習	受講間隔5年		管理研修会	受講間隔5年		管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔5年		管理研修会	受講間隔5年		管理研修会

■お問い合わせ

一般社団法人 北海道建築士事務所協会

〒060-0806 札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階

TEL: 011-788-7650 FAX: 011-788-7280

URL: <https://www.do-kjk.or.jp>



建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

令和8年度
改訂版

建築士事務所の 経営と展望

建築士事務所は、建築設計および工事監理業務を通して、
建築主の要望と時代の変化に伴う社会のニーズを的確に捉えていかなければなりません。
建築士事務所に属する建築士には建築士法に基づき業務独占が与えられており、
経営責任者である開設者や中心的な役割を担う管理建築士は、
建築主や社会に対して重大な責任を負っているという事は言うまでもありません。
建築技術やDXの進化によって建築設計を取り巻く環境は絶えず変化しており、
こうした変化に的確に対応する建築士事務所のあり方が求められています。

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

建築士事務所の 経営と展望

一般社団法人
日本建築士事務所協会連合会
NIPPON ASSOCIATION OF ARCHITECTS' OFFICES

目次

第1章 建築士事務所の責務と業務

- 1 建築士事務所の責務と倫理／2 設計・監理業務の流れと多様化する役割への対応

第2章 これからの建築士事務所経営

- 1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題／2 事務所経営の課題

第3章 建築士事務所の業務の新しい動向

- 1 変化する社会的ニーズ・期待／2 安全安心への取り組み／
3 環境配慮への対応／4 建築ストック活用／5 まちづくり

第4章 トラブル対応とリスク管理

- 1 建築士事務所のトラブルとリスク／
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等／3 トラブル・リスクへの対応方法／
4 トラブル事例と回避・対応のポイント／5 建築士事務所賠償責任保険

法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項

- 1 建築士事務所の運営管理／2 プロジェクト業務の運営管理／
3 建築士事務所の労務・財務／4 罰則等